

都市開発海外展開支援事業制度要綱

令和2年4月1日 国都国第87号
国土交通省 都市局長通知

第1条 目的

この要綱は、日本企業による都市開発案件の獲得を促進するため、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を総合的に支援する補助制度を確立し、もってインフラシステムの海外展開を図るとともに、我が国都市の魅力の発信を通じて我が国の都市の国際競争力の強化を図ることを目的とする。

第2条 定義

- 1 都市開発海外展開支援事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱において定めるところに従って行われる、海外における都市開発事業であって、我が国企業の参入を促進させるために実施される次に掲げる事業をいう。
 - 一 開発構想・計画の予備的調査
 - 二 事業展開に関するフィージビリティスタディ（事業化調査）等
 - 三 現地政府、企業等を対象とした見学会、研修会、セミナー、ワークショップ等の企画・開催
- 2 前項第一号及び第二号にあつては、当該事業の行われる地域又は地区が、我が国企業の都市開発事業への参入が見込まれる外国の地域又は地区であって、次のいずれかに該当するものに限るものとする。
 - 一 現地の政府、自治体その他の公的機関から都市開発に係る協力の要請を受けていること。
 - 二 我が国の ODA 事業と連携して効果を上げ得ること。
 - 三 その他我が国都市の魅力を発信し、我が国の都市の国際競争力の強化につながる都市開発事業が見込まれること。

第3条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、民間事業者等（独立行政法人都市再生機構並びに一般社団法人及び一般財団法人を含む。）とする。

第4条 都市開発海外展開支援事業計画の提出

- 1 補助事業による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号（第2条第1項第三号の事業にあつては、第五号ロ及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した計画（以下「都市開発海外展開支援事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。
 - 一 事業計画名
 - 二 国名
 - 三 補助事業者
 - 四 計画期間
 - 五 事業の種別ごとに次に掲げる事項
 - イ 名称
 - ロ 対象地域又は地区
 - ハ 目的及び内容
 - ニ 事業期間
 - ホ 事業に要する費用の概算
 - 六 第五号ロの事項が第2条第2項第一号から第三号までのいずれかに該当することについての説明
- 2 前項の規定は、都市開発海外展開支援事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第5条 国の補助

国は、補助事業者が行う都市開発海外展開支援事業計画に係る事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し、その全部又は一部を補助することができる。

第6条 監督等

大臣は補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第7条 運用

都市開発海外展開支援事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める都市開発海外展開支援事業費補助金交付要綱及び都市局長の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。